

栃木市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

第1 監査の種類 財政援助団体等監査

第2 監査の期間 令和4年1月16日から令和4年2月15日まで

第3 監査の対象

1 対象団体等

(1) 指定管理者

指定管理者	施設名称	所管課
株式会社 観光農園いわふね	栃木市 いわふねフルーツパーク	農業振興課
	栃木市 岩舟農村環境改善センター	農業振興課
株式会社ファーマーズ・フォレスト	栃木市観光情報物産館	観光振興課

2 対象事務

令和3年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の着眼点

1 指定管理者

(1) 協定等に基づく義務の履行が適正に行われ、指定管理施設の設置目的に沿った効果的な運営に努めているか。

(2) 指定管理施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。また、経費節減に努めているか。

- (3) 所管課は、適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、効果を検証しているか。

第5 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、対象団体及び所管課にあらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

第6 監査の結果

1 株式会社 観光農園いわふね（栃木市いわふねフルーツパークセンター）

(1) 団体概要

株式会社 観光農園いわふねは、平成13年度～17年度の岩舟観光農業推進事業を受け、安全・安心な農作物の販売と農業体験（フルーツ狩り）による観光農業の取組みにより、地域農業の活性化を図るとともに、担い手や後継者の育成・組織化を進め安心と自信をもって経営できる農業づくりを行うことを目的に、平成15年2月19日に設立し、市内の農業振興むらづくり施設の管理運営を行っている。

栃木市いわふねフルーツパークセンターについては、平成18年4月から、指定管理者の指定を受け、適切な施設管理を行うとともに効果的な事業に取り組んでおり、利用者の増加や満足度の向上を図っている。

(2) 令和3年度の収支状況

ア 指定管理業務

収入		支出	
項目区分	決算額（円）	項目区分	決算額（円）
指定管理料	8,078,000	人件費	9,758,437
利用料収入	6,643,400	消耗品費	338,614
雑収入	2	印刷製本費	109,010
		水道光熱費	1,340,935
		修繕費	378,950
		通信費	57,600
		委託料	1,795,860
		使用料・賃借料	149,640
		保険料	31,750
		手数料	709,305
合計	14,721,402	合計	14,670,101

収支差引 51,301 円

イ 自主事業

収入		支出	
項目	決算額（円）	項目	決算額（円）
自動販売機収入	557,824		0
合計	557,824	合計	0

収支差引 557,824 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市いわふねフルーツパークセンターの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、次のとおり指導に該当する事項が見受けられた。

(ア) 利用承認に係る手続きについて

本施設は、令和3年度において、弁当工房、ジュース・アイス工房及び農産物直売所の3箇所の利用実績があるが、これらはいずれも指定管理者が利用の承認をし、指定管理者において栃木市農業振興むらづくり施設条例に基づく利用料金を収入しているものと認められる。

そこで、本件利用承認にあたっての手続きについて確認したところ、上記3箇所のうち1箇所については、文書による利用承認手続きがなされていたが、それ以外の2箇所については、指定管理者たる法人による利用であり、また特段文書の取り交わしがなされていないことが確認された。

指定管理に係る仕様書（以下「仕様書」という。）には、利用者が指定管理者に利用申請書を提出し、指定管理者が利用承認書を申請者に交付するものと記載されていることから、所管課においては、指定管理者が利用の承認を行うにあたり、適切な事務手続きがなされるよう指導されたい。

特に、本件のように指定管理者たる法人が利用する場合における利用承認手続きについては、特段仕様書にも記載されていないことから、条例等の定めにも照らし適切な事務の方法について、助言されたい。

(イ) 人件費の計上について

指定管理対象経費のうち、人件費の計上について確認したところ、一部の職員について、指定管理業務とそれ以外の業務の両方を担当しているにもかかわらず、給料の全額を指定管理対象経費に計上していることが確認された。

指定管理料を算定するにあたっては、指定管理業務に係る経費のみをその対象経費に計上すべきであり、その他の業務を併せて担当している場合には、業務量等に応じて適宜按分して計上する必要がある。

所管課においては、指定管理業務に相当する分の人件費を適切に算定するよう、指定管理者に指導されたい。

また、給料とは別の問題として、法人の総勘定元帳に法定福利費として社会保険料支払分が記録されているにもかかわらず、指定管理対象経費として一切計上されていないということも併せて確認されている。

この点、社会保険料の支払額であっても、指定管理業務に相当する部分であれば、指定管理対象経費に計上することは差し支えない。

所管課においては、この点についても併せて、指定管理者に指導されたい。

以上の2項目について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

2 株式会社 観光農園いわふね（栃木市岩舟農村環境改善センター）

(1) 団体概要

設立等の経緯については、いわふねフルーツパークセンターと同じである。

栃木市岩舟農村環境改善センターについては、平成18年4月から指定管理者の指定を受け、適切な施設管理を行うとともに効果的な事業に取り組んでおり、利用者の増加や満足度の向上を図っている。

(2) 令和3年度の収支状況

ア 指定管理業務

収入		支出	
項目区分	決算額（円）	項目区分	決算額（円）
指定管理料	5,822,000	人件費	0
利用料収入	792,945	消耗品費	57,715
雑収入	2	燃料費	68,711
		水道光熱費	1,313,734
		修繕費	542,106
		通信運搬費	126,381
		委託料	4,269,211
		手数料	231,539
合計	6,614,947	合計	6,609,397

収支差引 5,550 円

※人件費については、栃木市岩舟フルーツパークセンターで併せて計上。

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市岩舟農村環境改善センターの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

3 株式会社ファーマーズ・フォレスト（栃木市観光情報物産館）

(1) 団体概要

株式会社ファーマーズ・フォレストは、「農畜産物、乳製品等の生産及び仕入れ、加工、販売」等を目的に、平成19年7月31日に設立した。

栃木市観光情報物産館については、平成30年4月から指定管理者の指定を受け、適切かつ効率的な管理運営に努めている。

(2) 令和3年度の収支状況

ア 指定管理業務

収入		支出	
項目区分	決算額（円）	項目区分	決算額（円）
指定管理料	7,800,000	人件費	2,767,333
利用料収入	0	旅費	2,451
雑収入	257,732	光熱水費	1,664,655
		空調保守点検費	125,000
		消防用設備維持点検費	46,200
		通信運搬費	73,392
		夜間警備委託費	382,800
		保険料	76,912
		賃借料	45,000
		消耗品費	484,352
		広告宣伝費	86,898
		燃料費	350,119
		販売促進手数料	171,787
		清掃委託料	146,946
		保守修繕費	6,270
		利用者駐車場	532,749
		雑費	155,465
合計	8,057,732	合計	7,118,329

収支差引 939,403 円

イ 自主事業

収入		支出	
項目区分	決算額 (円)	項目区分	決算額 (円)
店舗収入	74,281,664	商品販売原価	52,932,188
		人件費	15,893,603
		旅費	2,451
		光熱水費	1,664,655
		通信運搬費	73,392
		賃借料	254,996
		事務消耗品費	66,798
		広告宣伝費	86,898
		備品、消耗品費	417,554
		燃料費	350,119
		販売促進手数料	171,787
		清掃委託料	146,946
		利用者駐車場	532,749
		雑費	155,465
合計	74,281,664	合計	72,749,601

収支差引 1,532,063 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市観光情報物産館の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、次のとおり指導に該当する事項が見受けられた。

(ア) 消防訓練の実施について

消防計画の樹立状況及び当該計画に基づく消防訓練の実施状況を確認したところ、消防計画は樹立されているものの、令和3年度の消防訓練が未実施であり、令和4年度において実施に向け調整中であることが確認された。

消防訓練については、仕様書において実施が義務づけられていることはもとより、火災発生時における利用者及び従業員の安全を確保するために、避

難経路の確保や初期消火対応等についての準備として、実施しておかなければならない。

所管課においては、消防計画書の内容を把握しておくことに加え、指定管理者に対し、確実に消防訓練を実施するよう指導されたい。

(イ) 決算報告について

令和3年度収支決算について、所管課を通じて提出された数値と、関係帳簿類を照合したところ、総勘定元帳をもとに決算を調製するにあたり、一部の経費について、誤った消費税率を適用している事案が認められた。

指定管理に係る収入・支出は、消費税の金額を含んで表示することとされており、事業年度の収支がどのようなものであったか、ひいては指定管理料の額が適切なものであったかを判断するためにも、決算調製における消費税額は、適切に取り扱う必要がある。

令和3年度決算については、監査後に、適正な税率を適用して調製した決算資料の提出を受けたが、所管課においては、令和4年度以降の決算の報告を受けるに際し、適切に指定管理者に指導されたい。

以上の2項目について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。